

令和6年10月7日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	納入場所	納入期限
図C-0403、 図C-4002、 図C-6002、 図D-0001	Aviation Week & Space Technology外11件	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年10月22日（火）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年10月18日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

内訳

番号	出版社	書 名	単価 (税抜き)	単位	数量	合計	経費								備考欄
							防衛本省共通費						防衛力基盤強化推進費		
							数量	消耗品費 (図書館)	数量	消耗品費 (戦略企画参 事官)	数量	消耗品費 (調査課)	数量	広報業務庁費 (広報課)	
1	Informa	Aviation Week & Space Technology	37,500	セット	1	37,500	1	37,500		-		-		-	年間発行予定回数 24 回
2	COUNCIL FOREIGN RELATIONS	Foreign Affairs	15,000	セット	9	135,000	7	105,000	1	15,000		-	1	15,000	年間発行予定回数 6 回
3	Foreign Policy	Foreign Policy	28,000	セット	3	84,000	2	56,000		-		-	1	28,000	年間発行予定回数 4 回
4	Jane's Group UK Ltd	Jane's Defence Weekly	156,000	セット	3	468,000	2	312,000		-		-	1	156,000	年間発行予定回数 51 回
5	Jane's Group UK Ltd	Jane' s defence & intelligence	156,000	セット	1	156,000	1	156,000		-		-		-	年間発行予定回数 12 回
6	American Medical Association	Journal of the American Medical Association	420,000	セット	1	420,000	1	420,000		-		-		-	年間発行予定回数 48 回
7	marine corps association	Marine Corps Gazette	8,500	セット	1	8,500	1	8,500		-		-		-	年間発行予定回数 12 回
8	DIRECT PUBLISHING ASIA	Reader's Digest	8,400	セット	1	8,400	1	8,400		-		-		-	年間発行予定回数 6 回
9	Space News	Space News	54,900	セット	1	54,900		-		-	1	54,900		-	年間発行予定回数 12 回
10	The Economist Newspaper Limited	The Economist	70,000	セット	7	490,000	6	420,000	1	70,000		-		-	年間発行予定回数 51 回
11	Massachusets Medical Society	The New England Journal of Medicine	345,000	セット	1	345,000	1	345,000		-		-		-	年間発行予定回数 48 回
12	Time Inc	Time (Asia Edition)	29,500	セット	5	147,500	4	118,000		-		-	1	29,500	年間発行予定回数 24 回
合計					34	2,354,800	27	1,986,400	2	85,000	1	54,900	4	228,500	
消費税 (消費税10%)						235,480		198,640		8,500		5,490		22,850	
合計(税込み)					34	2,590,280	27	2,185,040	2	93,500	1	60,390	4	251,350	

特記事項

- 1 包装について
製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 2 配送車両について
(1) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。
(2) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証(車検証)の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- 3 納期
令和8年 3月 31日(火)
- 4 納入場所
東京都新宿市谷本村町5-1 防衛省図書館
- 5 検査
(1)納入の検査は、本内訳書に基づき行うものとする。
(2)検査については、支出負担行為担当官補助者等が行うものとする。
- 6 その他
(1) 庁舎内への出入り及び施設への立入りにについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。
(2) 警備の観点から、納品される物品等については、X線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承すること。
(3) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。
(4) 2025年1月発刊分～2025年12月発刊分を納期までに納品すること。
(5) 以下に該当する事象が発生した場合は、その内容を明らかにした書面を支出負担行為担当官に提出すること。
1. 発行元の年間発行回数の変更により、数量の増減があった場合
2. 発行元の原価が変更された場合
3. 発行元の廃刊、絶版又は雑誌の分離及び合本等により数量、原価に変更が生じた場合
4. 輸送中の事故等により、納品数量の変更が生じた場合
5. 天災地変又は経済情勢の著しい変動により、契約締結時の契約金額では不相当と認められる場合
(6) 本内訳書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官と協議すること。